

(案)

宮古市立小・中学校適正配置全体計画
(令和2年度～令和13年度)
【中間見直し】

宮古市教育委員会

«目 次»

第1章 学校の適正配置の指針と留意事項	3
1 適正配置の基本方針	3
2 適正配置推進の留意事項	3
第2章 学校の適正配置が目指すもの	4
第3章 適正配置全体計画について	5
1 適正配置全体計画の内容	5
2 適正配置全体計画の期間	5
3 地区の区分	6
第4章 具体的な適正配置全体計画	7
1 適正配置の基本方針に基づく検討	7
(1) 小中連携教育の充実を図る学校配置（形態）の検討	8
(2) 小中併設校による学校配置のイメージ	9
2 地区別の適正配置全体計画	10
宮古地区	10
花輪地区	10
津軽石地区	10
重茂地区	10
崎山地区	10
田老地区	11
新里地区	11
川井地区	11
第5章 適正配置実施計画について	12
1 適正配置実施計画の内容	12
2 適正配置の推進フロー	12
第6章 学校施設・通学区域	13
1 学校施設の整備計画への反映	13
(1) 小中併設校による学校配置	13
(2) 津波災害に備えた学校施設の移転・改築	16
2 通学区域の見直し	17
小学校の児童数・普通学級数の予測	18
中学校の生徒数・普通学級数の予測	19

第1章 学校の適正配置の指針と留意事項

宮古市教育委員会では、令和2年3月3日に宮古市立小・中学校適正配置の基本方針（以下「適正配置の基本方針」という。）を下記のとおり定めました。

この適正配置の基本方針は、少子高齢社会が進行する中で、本市の教育を取り巻く現状と将来の児童生徒数の予測を踏まえ、児童生徒の教育環境を改善するために小・中学校の適正配置を推進する際の指針となるものです。

1 適正配置の基本方針（令和2年3月3日制定）

小学校

◎複式学級の解消

児童の教育環境改善のため、複式学級の解消に努めます。

◎学校の再編成

各学校について、学校存続の意義を検証した上で、適正な通学距離を勘案しながら、教育環境の充実を図ることを目的として学校の再編成を検討します。

中学校

◎複式学級の解消

生徒の教育環境改善のため、複式学級の解消に努めます。

◎学校の再編成

中学校期においては、一定以上の人数の確保によって、生徒の学習活動や特別活動等の選択の幅を広げることが望ましい学習環境であることから、学校の再編成を検討します。

学校間の連携

◎積極的な学校間連携の推進

地域の実情や地理的な条件等を勘案して、学校を小規模校のまま存続させる場合であっても、児童生徒に対する教育効果の向上を図るため、他校との授業等の連携は積極的に推進します。

また、その他の学校についても、学校間の連携によってより高い教育効果が期待できる場合は、同様とします。

2 適正配置推進の留意事項

小・中学校の適正配置については、適正配置の基本方針を指針としつつ、併せて下記の事項にも留意しながら進めるものとします。

（1）適正配置計画の策定

適正配置の基本方針に基づき、長期的な視野に立った、具体的な適正配置計画を策定します。

(2) 保護者、地域住民の合意形成

保護者、地域住民への説明や意見交換等を行うことにより、適正配置の基本方針や適正配置計画に対する保護者、地域住民の合意形成に努めます。

(3) 通学区域の見直し

適正配置計画と併せて、通学区域の見直しも図ります。

(4) 遠距離通学の対策

適正配置計画や通学区域の見直しに伴い、遠距離通学となる児童生徒の通学手段等についても、十分な対策を講じます。

(5) 地域の伝統芸能や文化への配慮

学校が地域で果たしてきた地域の伝統芸能や文化の継承に配慮します。

(6) 廃校施設の活用

学校の適正配置によって生じる廃校施設については、市全体で有効活用を図ります。

第2章 学校の適正配置が目指すもの

学校の適正配置を推進することによって、次の4つを目指すこととします。

◎活力ある学校づくり

小規模校の良さは認めつつも、将来、児童生徒が多様な集団で構成される社会に出て行くことを考えると、小・中学生の時期にある程度の規模を有した学校で生活することは重要です。

そのため、お互いに刺激し合いながら活力のある学校生活を送ることのできる学校をつくることを目指します。

◎こころ豊かでたくましい児童生徒の育成

児童生徒が、多くの人間と交わりお互いに刺激し合いながら、多様な人間関係を経験できる教育環境に改善することによって、こころ豊かでたくましい児童生徒の育成を目指します。

◎指導体制の充実

学校の指導体制は、児童生徒に対する教育効果を大きく左右するものであることから、小規模校の解消による教員の増員等を始めとした指導体制の充実を目指します。

◎効率的な教育行政の推進

学校の適正配置を推進することにより、学校施設の維持管理費等の効率的な行財政運営を目指します。

第3章 適正配置全体計画について

適正配置の基本方針に基づき、次のとおり宮古市立小・中学校適正配置全体計画（以下「適正配置全体計画」という。）を策定します。

1 適正配置全体計画の内容

適正配置全体計画では、本市の将来の児童生徒数が現時点での予測どおりの傾向をたどることを前提に、今後、本市が取り組むべき小・中学校の適正配置の全体像を示します。

2 適正配置全体計画の期間

令和2年度の市内小・中学校の児童生徒数と就学前児童数に基づくと、小学校児童数は令和8年度、中学校生徒数は令和13年度まで予測できることから、適正配置全体計画の期間は、令和2年度を初年度として、令和13年度を最終年度とする12ヶ年の計画とします。

なお、計画期間内における児童生徒数の大きな変動や社会状況の著しい変化のほか、学校の適正配置は全国の自治体の共通した課題であるため、今後、国の学校統廃合に対する財政的な支援策や教職員配置の優遇策が創設されるなど、制度改革が進むことも予想されることから、計画の実効性を確保するため、計画期間の中間期にあたる令和7年度に、適正配置全体計画の見直しを図るものとします。

3 地区の区分

児童生徒の教育環境を改善するため小・中学校の適正配置を行うとはいえ、その計画策定にあたっては、地域の地理的な条件を考慮するほか、学校が地域に果たしている役割や学校存続の意義など、個々の学校がおかかれている状況に着目することが必要になります。

そこで、適正配置全体計画を策定するにあたっては、市域を下記の8地区に区分して地区ごとに学校配置の検討を行い、それらの結果を全体計画に反映させる手法を用いるものとします。

しかし、学校の適正配置は地区ごとに完結するものではないことから、児童生徒の教育環境を改善する上で必要な場合は、地区の区分にとらわれることなく、隣接する地区の学校との統廃合等も行うものとします。

記

【令和元年5月1日現在の学校配置】

地区名	小学校	中学校
宮古地区	宮古・鍬ヶ崎・(藤原)・磯鷄・ 山口・千徳・高浜・亀岳 8校	第一・第二・河南・宮古西 4校
花輪地区	花輪 1校	花輪 1校
津軽石地区	津軽石・赤前 2校	津軽石 1校
重茂地区	重茂 1校	重茂 1校
崎山地区	崎山 1校	崎山 1校
田老地区	田老第一 1校	田老第一 1校
新里地区	新里 1校	新里 1校
川井地区	川井 1校	川井 1校
合計	16校	11校

※藤原小学校は令和2年4月1日に磯鷄小学校に統合予定。

【令和7年11月1日現在の学校配置】

地区名	小学校	中学校
宮古地区	宮古・鍬ヶ崎・磯鷄・ 山口・千徳・(高浜) 6校	第一・第二・河南・宮古西 4校
花輪地区	花輪 1校	花輪 1校
津軽石地区	津軽石 1校	津軽石 1校
重茂地区	重茂 1校	重茂 1校
崎山地区	崎山 1校	崎山 1校
田老地区	田老第一 1校	田老第一 1校
新里地区	新里 1校	新里 1校
川井地区	川井 1校	川井 1校
合計	13校	11校

※高浜小学校は令和8年4月1日に磯鷄小学校に統合予定。

第4章 具体的な適正配置全体計画

現行計画に定める『適正配置』の進捗状況は以下のとおりです。(令和7年12月現在)

地 区	適正配置（取り組み）内容	進捗度合い
宮古地区	○藤原小学校は、磯鷦小学校に統合する配置	R2.4.1 統合済
	○亀岳小学校は、山口小学校に統合する配置	R3.4.1 統合済
	○高浜小学校は、磯鷦小学校に統合する配置	R8.4.1 統合予定
津軽石地区	○赤前小学校は、津軽石小学校に統合する配置	R4.4.1 統合済
川井地区	○川井中学校は、川井小学校に併設する配置	R6.4.1 併設済

1 適正配置の基本方針に基づく検討

これまでの取り組み結果から、適正配置を進めていくために、基本方針に基づく検討をします。

適正配置の基本方針	R2-R7	R8-13
複式学級の解消	◎	○
教育環境の充実、学習・特別活動等の選択の幅を広げるための学校再編成	◎	○
地域事情や地理的条件に配慮した学校間連携	○	◎

【注力度合い：◎ > ○】

適正配置基本方針から	教育環境の充実等を目的とした学校再編成・学校間連携
教育振興基本計画に掲げる施策	『小学校と中学校の円滑な接続を重視』

方向性：小中連携教育の充実を図る学校配置を展開

(1) 小中連携教育の充実を図る学校配置（形態）の検討

小中連携教育 小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

(従来型)

①小中併設校

●組織上独立した小学校、中学校が連携した教育を行う。

修業年限：小学校 6 年、中学校 3 年

校長兼任可能

それぞれの教職員組織

教員免除：それぞれ

現在、参考例として示されている一貫教育にふさわしい運営体制は整備可能（学校運営協議会合同設置など）

設置手続：不要

②イ以外、現在想定できる各取組は、小中併設校で実践可能

②一貫教育に必要な独自教科の設定

①指導内容の入替・移行

小中一貫教育
9 年間を通じた教育目標・教員課程を編成した系統的な教育

②小中一貫型小学校・中学校

●組織上独立した小学校、中学校が一貫した教育を行う。（義務教育学校に準じた形）

修業年限：小学校 6 年中学校 3 年

校長兼任可能

それぞれの教職員組織

教員免許：それぞれ

一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
(例) 学校運営協議会合同設置

②一貫教育に必要な独自教科の設定

設置手続：市教委規則

①指導内容の入替・移行

- ・小学校段階の指導の内容の一部を中学校段階に移行して指導できる。
- ・中学校段階の指導の内容の一部を小学校段階に移行して指導できる。

③義務教育学校

●一つの学校

修業年限：9 年（前期 6 年／後期 3 年）

校長 1 人

一つの教職員組織

教員免許：両免（当分、担当する一方）

一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
(例) 学校運営協議会合同設置

②一貫教育に必要な独自教科の設定

設置手続：市条例

【選択する学校配置の形態（考察）】

- 教育環境・教育課程の変更は、児童生徒に大きな影響をもたらし、変更後は容易に戻すことはできません。
- 教職員にとっても、小中一貫教育への対応は大きな負担となりますので、まずは小中教職員間の共通理解の醸成を図り、着実に小中連携を進めることができる『小中併設校』の形が、現時点では最も適していると考えます。

（2）小中併設校による学校配置のイメージ

- 校舎や校地を共有し、
- 小・中学校間の教育的な連携や学校運営の効率化を目指す

○川井小学校・中学校における主な取り組み【モデルケースに採用】

◎学校教育目標や学校経営方針、目指す姿の一本化

小中共通のグランドデザイン・まなびフェストの策定／小中合同での職員会議、研究会・研修会を開催するほか、相互の授業参観などを通した情報交流・共通理解の醸成／小中合同での運動会、しらかば祭（学習発表会＋文化祭）、入学式、卒業式、始業式・終業式・修了式の実施／校務分掌や学校運営協議会、PTA組織、川井地区学校保健委員会の小中組織の一体化／各部（教務・指導・事務）の共通目標・共通方針・共通課題の設定

◎新たに小中教職員の連携を図るための『総括教務』というポジションを設置

小中それぞれの文化や教職員の思いを大切にしながら、教育課程（教育計画）を再編成

◎中学校教員による専門性を生かした、小学校での「乗り入れ授業」を実施

令和7年度スタート：【教科】国語・書写、社会、音楽、体育

◎中学進学時の不安（いわゆる中1ギャップ）の軽減と小学校高学年のリーダー性の育成の両立

小中連携教育の質の向上を図りながらも、児童会と生徒会の分離、小中それぞれの入学式・卒業式の開催

2 地区別の適正配置全体計画（令和7年度までの実績を反映）

宮古地区

[小学校]

- 藤原小学校は、令和2年4月1日に磯鷄小学校に学校統合しました。
- 亀岳小学校は、令和3年4月1日に山口小学校に学校統合しました。
- 高浜小学校は、令和8年4月1日に磯鷄小学校に学校統合します。
- 宮古小学校、鍬ヶ崎小学校、磯鷄小学校、山口小学校及び千徳小学校は、当面、存続させる学校配置とします。

[中学校]

- 第一中学校、第二中学校、河南中学校、宮古西中学校は当面、存続させる学校配置とします。

花輪地区

[小学校]

- 花輪小学校は、当面、存続させる学校配置とします。

[中学校]

- 花輪中学校は、当面、存続させる学校配置とします。

津軽石地区

[小学校]

- 赤前小学校は、令和4年4月1日に津軽石小学校に学校統合しました。
- 津軽石小学校は、当面、存続させる学校配置とします。

[中学校]

- 津軽石中学校は、当面、存続させる学校配置とします。

重茂地区

[小学校]

- 重茂小学校は、当面、存続させる学校配置とします。

[中学校]

- 重茂中学校は、当面、存続させる学校配置とします。

崎山地区

[小学校]

- 崎山小学校は、当面、存続させる学校配置とします。

[中学校]

- 崎山中学校は、当面、存続させる学校配置とします。

田老地区

[小学校]

- 田老第一小学校は、当面、存続させる学校配置とします。

[中学校]

- 田老第一中学校は、当面、存続させる学校配置とします。

新里地区

[小学校]

- 新里小学校は、当面、存続させる学校配置とします。

[中学校]

- 新里中学校は、当面、存続させる学校配置とします。

川井地区

[小学校]

- 川井小学校は、当面、存続させる学校配置とします。

[中学校]

- 川井中学校は、当面、存続させる学校配置とします。

第5章 適正配置実施計画について

適正配置全体計画を段階的・計画的に推進するため、早急に着手すべき具体的な内容を示す宮古市立小・中学校適正配置実施計画（以下「適正配置実施計画」という。）を策定します。

1 適正配置実施計画の内容

適正配置実施計画においては、計画期間を3ヶ年とし、その計画期間内に着手、あるいは実施すべき具体的な内容を示します。

適正配置全体計画に基づいた適正配置実施計画を推進する過程においては、学校の所在する住民や保護者に対する十分な説明とその合意形成が必須条件であるなど、計画の特殊性ゆえに計画どおり進まないことや、予想以上の期間を要することなども考えられます。

そこで、適正配置実施計画では、毎年度、ローリングを行うことによって、進捗状況や実態に即した計画内容となるよう修正を図るなど、計画の実効性を確保するものとします。

2 適正配置の推進フロー

適正配置の基本方針 小・中学校の適正配置を推進する際の指針（宮古市立小・中学校適正配置の基本方針：令和2年3月3日制定）

適正配置全体計画 小・中学校の適正配置の全体像を示した計画

適正配置実施計画 3ヶ年の期間内に実施すべき具体的な内容を示した計画

実施計画ローリング 実施計画が、進捗状況や実態に即した内容となるよう、毎年度、ローリングを実施

第6章 学校施設・通学区域

1 学校施設の整備計画への反映

本市の大半の学校施設が老朽化の問題を抱えているため、毎年、様々な施設改修を行っています。

平成20年度から開始した小・中学校の耐震補強事業は、平成25年度で完了し、非構造部材の耐震化事業についても平成26年度から令和5年度までの間で完了しました。

また、第4章具体的な適正配置全体計画「地区別の適正配置全体計画（令和7年度までの実績を反映）」に記述する学校統合等については、令和8年4月1日までにすべて完了します。

令和2年4月1日	藤原小学校が磯鷄小学校に統合。
令和3年4月1日	亀岳小学校が山口小学校に統合。
令和4年4月1日	赤前小学校が津軽石小学校に統合。
令和6年4月1日	川井中学校が川井小学校に併設。
令和8年4月1日	高浜小学校が磯鷄小学校に統合。

令和8年度からは、次に掲げる2つの必要性の観点から、学校施設を整備していきます。

【2つの必要性の観点（学校施設整備指針）】

- 小中併設校による学校配置
- 津波災害に備えた学校施設の移転・改築

（1）小中併設校による学校配置

新たに学校施設を整備するにあたっては、校舎や校地を共有しながらも、小学校と中学校がそれぞれ存続する学校形態（以下「小中併設校」という。）を進めていきます。

児童生徒が減少する中、小・中学校間の教育的な連携や学校運営の効率化を図ります。

令和6年度から小中併設校として設置している川井小学校・川井中学校がモデルケースになります。

【モデルケース：川井小学校・川井中学校の例】

- ① 川井小学校・川井中学校では、令和7年度学校経営計画の中で、次に掲げる取り組みを定め、小・中学校間の連携を行っています。
- ② 学校教育目標や学校経営方針、目指す姿を一本化し、小中連携教育を明確に示しています。

【令和7年度学校経営計画に定める小中連携項目の抜粋】

- 小中共通のグランドデザインの策定
- 小中共通のまなびフェスト^{※1}の策定

※1 まなびフェストとは、各学校が特に重視して目指すべき成果や取り組みについて、定量的・定性的な具体目標を設定し、学校と児童生徒、家庭・地域が共有して達成に努めるものです。

- 小中合同での職員会議、研究会・研修会を開催するほか、相互の授業参観などを通した情報交流・共通理解の醸成
- 小中合同での運動会、しらかば祭（学習発表会＋文化祭）、入学式、卒業式、始業式・終業式・修了式の実施
- 校務分掌や学校運営協議会、PTA組織、川井地区学校保健委員会の小中組織の一体化
- 各部（教務・指導・事務）の共通目標・共通方針・共通課題の設定

【共通目標】

併設2年目であることから、1年目の成果と課題を生かしながら進め、併設校の基礎をつくる。

【共通方針】

- ア 併設1年目の成果と課題を生かす
- イ 小中共通で行うもののベースを確立する
- ウ 値値あるものを生み出すという視点で取り組みを考える
- エ 9年間での成長のための教育活動であるかという視点で考える

【共通課題】

家庭学習の習慣化、自己有用感の育成、メディアコントロール

- 校内研究については、小中で連携を図り系統的・継続的な研究に努めるため研究主題を「自ら考え表現する児童生徒の育成」に設定し、9年間で育てたい児童生徒の姿を明らかにする。

令和6年度も小中合同研究会を行い、令和7年度以降もより密接に小中合同研究会を実施する。

② 新たに総括教務というポジションを置き、小学校教務主任、中学校教務主任との連携により、小中それぞれの文化や教職員の思いを大切にしながら、教育課程の見直し、推進を図っています。

③ 川井小学校では、令和7年度に川井中学校からの乗り入れ授業※2を国語・書写、社会、音楽、体育で実施しています。

※2 乗り入れ授業とは、中学校の教員が専門性を生かした授業を小学校で行うもので中学校の授業や雰囲気に慣れる機会にもなっています。

上記の①②③に記載する小中連携を進め、中学進学時の不安（いわゆる中1ギャップ）の軽減など、教育の質の向上を図りながらも、次のとおり小学校高学年のリーダー性の育成に配慮した取り組みを行っています。

- 児童会と生徒会の分離（一体化しない）
- 小学校にも中学校にも入学式と卒業式がある（合同開催）

☆ 小中連携教育の在り方の一つに、「小中一貫教育」という形態があります。

小中一貫教育には、小学校・中学校とは異なり、新たな学校種として平成28年度に制度化された9年制の学校で教育を行う「義務教育学校」や、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準ずる形で一貫した教育を行う「小中一貫型小学校・中学校」があります。

どちらも義務教育期間9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する必要があります。

小中一貫教育の導入にあたっては、「学級担任による教科指導が主となる小学校」と、「教科担任制であり部活動が盛んな中学校」というように、小学校と中学校では教育活動や学校運営、組織文化や習慣が違うことを理解し、教職員等の過度な業務負担につながることがないよう配慮しながら融合していくことが求められます。

本市において、将来的に義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校を設置する必要があると判断される場合には、相応の期間をとり、児童・生徒・保護者・地域・教職員等から理解を得るよう丁寧に進めていきます。

その時に小中一貫教育が効果的かつ円滑に行われるよう、これから施設整備については考えていく必要があることから、今後は、施設一体型校舎や施設隣接型校舎による「小中併設校」を整備していきます。

整備するにあたっては、地理的条件を考慮し、既存校舎の活用のほか、校舎の移転改築を検討していきます。

(2) 津波災害に備えた学校施設の移転・改築

津波で浸水する恐れのある学校施設の移転改築については、早期に行う必要があります。

① 破堤あり

岩手県が令和4年3月29日に公表した「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波も対象とした浸水想定」により、浸水する恐れのある学校です。

なお、岩手県が公表した浸水想定は、『地震による構造物（防潮堤等）の沈下「あり」、津波越流時における構造物の破堤「あり」』という条件で算定されています。

② 破堤なし

①で岩手県が公表した浸水想定に係る津波データを基に、本市が独自に算定した『地震による構造物（防潮堤等）の沈下「なし」、津波越流時における構造物の破堤「なし」』という条件において、浸水する恐れのある学校です。

「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの断層モデルに加え、過去に県内で発生した最大クラスの津波も対象とした浸水想定」

小学校名	破堤あり	破堤なし
宮古小学校	2.4m	
山口小学校		
鋤ヶ崎小学校	5.9m	
磯鷄小学校		
千徳小学校		
花輪小学校		
津軽石小学校	7.9m	4.8m
重茂小学校		
崎山小学校		
田老第一小学校	12.0m	
新里小学校		
川井小学校		

中学校名	破堤あり	破堤なし
第一中学校	2.8m	
第二中学校		
河南中学校		
宮古西中学校		
花輪中学校		
津軽石中学校	6.8m	4.6m
重茂中学校		
崎山中学校		
田老第一中学校	9.7m	0.2m
新里中学校		
川井中学校(併設)		

●破堤あり：岩手県 R4.3.29 公表によるデータ

●破堤なし：宮古市 危機管理監危機管理課調べによるデータ

適正配置全体計画に基づく適正配置実施計画の進捗状況は、絶えず学校施設の整備計画に反映させ、宮古市総合計画、その他関連する計画との整合を図るものとします。

また、学校の適正配置によって生じる廃校施設や学校敷地は、市の大きな財産となることから、教育委員会のみならず市全体での協議の中で、教育、子育て支援、産業振興などあらゆる面から活用策を探り、有効的な活用を図るものとします。

2 通学区域の見直し

児童生徒の教育環境を改善するためには、小・中学校の適正配置の推進のほか、通学区域の見直しもひとつの手段となり得ることから、適正配置実施計画の推進と併せて、通学区域の見直しも図るものとします。

【参考資料】小中学校の児童生徒数、普通学級数の推計一覧表

〔小学校の児童数・普通学級数（35人学級）の予測〕

年 度	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
宮古小学校	175	7	167	7	164	7	150	6	140	6	136	6	129	6
鍬ヶ崎小学校	94	6	86	6	78	6	65	6	61	6	56	5	54	5
磯鶴小学校	228	11	254	12	243	11	222	10	213	9	201	8	180	7
山口小学校	196	7	197	7	180	6	173	6	166	6	157	6	148	6
千徳小学校	363	12	367	12	359	12	346	12	325	12	307	12	291	12
高浜小学校	37	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
花輪小学校	133	6	128	6	121	6	108	6	103	6	95	6	82	6
津軽石小学校	109	6	107	6	104	6	95	6	92	6	85	6	82	6
重茂小学校	47	4	48	5	47	4	43	4	42	4	39	4	40	4
崎山小学校	130	6	137	6	125	6	127	6	122	6	132	6	117	6
田老第一小学校	66	6	58	6	58	6	59	6	55	6	57	5	52	5
新里小学校	48	6	52	5	43	5	41	4	31	4	32	4	29	3
川井小学校	26	3	21	3	19	3	16	3	18	3	15	3	15	3
合 計	1,652	84	1,622	81	1,541	78	1,445	75	1,368	74	1,312	71	1,219	69

※令和7年5月1日現在の児童数と就学前児童数に基づき算出した予測値である。

※学級数は、令和元年度岩手県の基準で小学校1・2年生は、35人学級を基本とする。また、学級数は普通学級の数である。

〔中学校の生徒数・普通学級数（35 人学級）の予測〕

年 度	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第一中学校	177	6	192	6	191	6	203	6	197	6	181	6	168	6
第二中学校	57	3	57	3	59	3	55	3	53	3	45	3	39	3
河南中学校	150	6	147	6	147	6	141	6	136	6	132	6	124	6
宮古西中学校	217	7	190	6	187	6	185	6	187	6	186	6	178	6
花輪中学校	55	3	64	3	63	3	73	3	72	3	72	3	60	3
津軽石中学校	77	3	68	3	71	3	61	3	57	3	50	3	48	3
重茂中学校	24	3	24	3	24	3	25	3	27	3	26	3	22	3
崎山中学校	68	3	73	3	74	3	73	3	74	3	53	3	57	3
田老第一中学校	44	3	49	3	41	3	38	3	31	3	26	3	28	3
新里中学校	35	3	31	3	30	3	25	3	32	3	26	3	23	3
川井中学校	16	3	18	3	16	3	15	3	12	3	15	3	11	2
合 計	920	43	913	42	903	42	894	42	878	42	812	42	758	41

※令和7年5月1日現在の生徒数と就学前児童数に基づき算出した予測値である。

※学級数は、令和元年度岩手県の基準で35人学級を基本とする。また、学級数は普通学級の数である。